定　　款

社会福祉法人　健祥会

社会福祉法人健祥会　定款

第　一　章　　総　　則

（目　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「この法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

ア．特別養護老人ホームの経営

イ．軽費老人ホームの経営

ウ．養護老人ホームの経営

エ．障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

ア．老人短期入所事業の経営

イ．老人デイサービスセンターの経営

ウ．老人居宅介護等事業の経営

エ．認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

オ．小規模多機能型居宅介護事業の経営

カ．介護老人保健施設の経営

キ．老人介護支援センターの経営

ク．老人福祉センターの経営

ケ．障害福祉サービス事業の経営

コ．地域生活支援事業の経営

サ．相談支援事業の経営

シ．保育所の経営

ス．幼保連携型認定こども園の経営

セ．地域子育て支援拠点事業の経営

ソ．一時預かり事業の経営

（名　称）
第２条　この法人は、社会福祉法人健祥会という。

（経営の原則等）
第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
２　この法人は、地域に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等に対して無料又は低額な料金で福祉サービス（社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減等）を積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）
第４条　この法人の事務所を徳島県徳島市に置く。

第　二　章　　評　　議　　員

（評議員の定数）
第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）
第６条　この法人に評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置き、評議員の選任及び解任は、選定委員会において行う。
２　選定委員会は、事務局員１名、外部委員２名の合計３名で構成する。
３　評議員候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、理事会の決議を得て理事長が行う。
４　第３項の提案を行う場合には、理事長は当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を選定委員に説明しなければならない。なお、不適任と判断する事由は、役員の解任（第23条第１項）を準用する。
５　選定委員会の決議は、委員の過半数以上が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が賛成することを要する。
６　選定委員会は、前条に定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
７　選定委員会の運営等についての細則は、理事会において定める。

（評議員の資格）

第７条　社会福祉法第四十条（評議員の資格等）の規定を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係のある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定する者をいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

２　評議員は、この法人の役員（理事・監事）又は職員が兼ねることができない。

（評議員の任期）

第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。ただし、再任を妨げない。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第９条　評議員に対して、各年度の総額が１００万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準（以下、「役員等の報酬等基準」という。）に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　前項の基準は、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、この法人の収支の状況その他事情を考慮し、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項について定め、公表しなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、業務のために要した費用（費用弁償分）は、報酬等に含まれず、別に定める規程等に従って算定した額を旅費等として支給することができる。

第　三　章　　評　議　員　会

（構　成）

第10条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

２　テレビ会議や電話会議等の出席者間の協議や意見交換ができる環境下での会議への参加については、評議員会への出席とみなす。

（権　限）

第11条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

(2) 理事及び監事の補欠の選任

(3) 理事の１人当たりの報酬上限額及び監事の報酬の額

(4) 役員等の報酬基準の承認及びその変更の承認

(5) 事業計画及び収支予算の承認

(6) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(7) 社会福祉充実計画の承認及びその変更の承認

(8) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）

(9) 公益事業に関する重要な事項

(10) 定款の変更

(11) 基本財産の処分

(12) 解散

(13) 残余財産の処分

(14) 合併

(15) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第12条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度６月に１回開催するほか、３月及び必要がある場合に開催する。

２　評議員会の運営は、この定款によるほか、別に定めるところによる。

（招　集）

第13条　評議員会は、法令で別段定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の具体的理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決　議）

第14条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 監事の解任

(3) その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的な記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条　評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

２　会議に出席した評議員のうちから選出された議長及び議事録署名人２名が、これに記名押印する。

第　四　章　　役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第16条　この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事　　６名

(2) 監事　　２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、１名を業務執行理事とする。

４　この法人に、会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第17条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第18条　社会福祉法第四十四条（役員の資格等）の規定を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が理事総数の三分の一を超えて含まれることがあってはならない。

２　この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また監事は、相互に親族その他特殊の関係のある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第19条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第20条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

３　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第21条　会計監査人は、法令に定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告書を作成する。

２　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告書を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面。

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

（役員及び会計監査人の任期）

第22条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。ただし、再任を妨げない。

３　理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

４　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第23条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 理事又は監事たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

２　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

３　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第24条　理事に対して、評議員会において別に定める一人当たりの上限額の範囲内で、役員等の報酬等基準に従って算定した額を報酬等として理事会で決定し、支給することができる。

２　監事に対しては、評議員会において別に定める一人当たりの上限額の範囲内で、役員等の報酬等基準に従って算定した額を報酬等として評議員会で決定し、支給することができる。

３　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

４　前３項の規定にかかわらず、業務のために要した費用（費用弁償分）は、報酬等に含まれず、別に定める規程等に従って算定した額を旅費等として支給することができる。

（取引の制限）

第25条　理事が次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の決議を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

３　前二項の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

（役員の賠償責任）

第26条　理事、監事はその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

（責任の一部免除）

第27条　前条の規定にかかわらず、理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（責任の限定契約）

第28条　理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）、監事、会計監査人（以下、この条において「非業務執行理事等」という。）が責任を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、当該非業務理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金１０万円以上で契約時にあらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（職　員）

第29条　この法人に職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任又は解任し、理事長が辞令書をもってこれを行う。

３　施設長等以外の職員の任免は、理事長が辞令書をもってこれを行う。

第　五　章　　理　　事　　会

（構　成）

第30条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

２　テレビ会議や電話会議等の出席者間の協議や意見交換ができる環境下での会議への参加については、理事会への出席とみなす。

３　理事会の運営は、この定款による他、別に定めるところによる。

（権　限）

第31条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 内部管理体制の整備に係る基本方針の決定

（招　集）

第32条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）

第33条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることのできる者に限る。）全員が書面又は電磁的な記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた場合を除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第34条　理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録に記名押印する者は、当該理事会に出席した理事長及び監事とする。

３　前項の規定にかかわらず、理事長に事故あるとき、又は特別の利害関係のある議案の場合には、出席した理事及び監事が記名押印するものとする。

第　六　章　　資 産 及 び 会 計

（資産の区分）

第35条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の三種とする。

２　基本財産は、別表１に掲げる財産をもって構成する。

３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第44条に掲げる公益を目的とする事業に供する財産で、別表２に掲げる財産をもって構成する。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第36条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の決議及び評議員会の決議を得て、徳島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、徳島県知事の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に提供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第37条　この法人の資産は、理事会で定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の決議を得て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第38条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事総数の三分の二以上の決議を得て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算書）

第39条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第３号から第６号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供すとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第40条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第41条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第42条　予算をもって定めるもののほか、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の決議及び評議員会の承認を受けなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第43条　この法人が株式（出資）を保有する場合において、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合は、あらかじめ理事会において理事総数の三分の二以上の決議を得るものとする。

第　七　章　　公益を目的とする事業

（種　別）

第44条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、社会福祉を担う人材を育成することや利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 徳島健祥会福祉専門学校の経営

(2) サービス付き高齢者向け住宅の経営

(3) 居宅介護支援事業

(4) 診療所の事業

(5) 通所リハビリテーション事業

(6) 訪問リハビリテーション事業

(7) 包括的支援事業（地域包括支援センター）の受託

(8) 介護実習・普及センターの受託
(9) シルバーハウジング生活援助員派遣事業の受託
(10) 市町村が行うその他の生活支援サービス事業の受託
2　前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の決議及び評議員会の承認を得なければならない。

第八章　解散・合併

（解　散）
第45条　この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第46条　解散（合併及び破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人又は社会福祉事業を行う法人のうちから選出されたものに帰属する。

（合　併）
第47条　合併しようとするときは、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上の決議を得て、徳島県知事の認可を受けなければならない。

第九章　定款の変更

（定款の変更）
第48条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、徳島県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を徳島県知事に届け出なければならない。

第十章　公告の方法その他

（公告の方法）
第49条　この法人の公告は、社会福祉法人健祥会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行規則）

第50条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理　事　中村輝孝
理　事　斎藤　圭
理　事　多田　至
理　事　桑村　猛
理　事　工藤昌義
理　事　川西晴高
理　事　木内俊彦
理　事　中村博彦
監　事　大木　茂
監　事　近藤芳靖

附　則　この定款は昭和５５年　１月１４日より施行する。

附　則　この定款は昭和５５年１０月　３日より施行する。

附　則　この定款は昭和５７年　６月　３日より施行する。

附　則　この定款は昭和５９年　４月　１日より施行する。

附　則　この定款は昭和６０年　３月２５日より施行する。

附　則　この定款は昭和６１年　３月３１日より施行する。

附　則　この定款は平成　元年　４月１２日より施行する。

附　則　この定款は平成　３年　３月３１日より施行する。

附　則　この定款は平成　５年　８月１２日より施行する。

附　則　この定款は平成　９年　５月　１日より施行する。

附　則　この定款は平成　９年　９月１３日より施行する。

附　則　この定款は平成１０年　３月３０日より施行する。

附　則　この定款は平成１０年１０月２３日より施行する。

附　則　この定款は平成１１年　４月２６日より施行する。

附　則　この定款は平成１１年１０月２９日より施行する。

附　　則　　この定款は平成１２年　１月２０日より施行する。

附　　則　　この定款は平成１３年　９月３０日より施行する。

附　　則　　この定款は平成１５年　８月１２日より施行する。

附　　則　　この定款は平成１５年　８月１３日より施行する。

附　　則　　この定款は平成１６年１２月２２日より施行する。

附　　則　　この定款は平成２１年　３月１７日より施行する。

附　　則　　この定款は平成２３年　３月１１日より施行する。

附　　則　　この定款は平成２５年　３月２９日より施行する。

附　　則　　この定款は平成２９年　３月　２日より施行する。

附　　則　　この定款は平成２９年　４月　１日より社会福祉法改正に伴い施行する。

附　　則　　この定款は平成２９年　５月　１日より施行する。

別表１（基本財産）

「土　　地」

徳島県吉野川市川島町川島字城山	１０６番１	3,033.86 ㎡
同	１０６番２	2,300.02 ㎡
同	１０５番	667.04 ㎡
同	１１１番１	388.00 ㎡
同	１１４番３	2,538.38 ㎡
同	１１９番１	771.28 ㎡
徳島県吉野川市川島町桑村字岡山	３６１番２	181.77 ㎡
同	３６９番１	712.93 ㎡
同	３６８番１	553.00 ㎡
徳島県吉野川市鴨島町内原字桑ノ内	４６番３	2,632.46 ㎡
徳島県吉野川市鴨島町麻植塚字向麻山西	１９６番１	2,673.00 ㎡
徳島県徳島市国府町東高輪字天満	３４７番１	943.63 ㎡
同	３４９番１	1,651.19 ㎡
同	３４９番２	181.53 ㎡
同	３４７番３	61.66 ㎡
徳島県徳島市応神町古川字北	２５番１	1,760.05 ㎡
同	２６番１	1,404.03 ㎡
同	３６番	2,926.47 ㎡
同	３９番２	1,654.83 ㎡
同	４３番４	668.00 ㎡
同	１１６番	63.68 ㎡
徳島県徳島市南沖洲四丁目	２８９番１	5,233.09 ㎡
徳島県徳島市八万町新貝	９３番１	4,534.00 ㎡
徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島	２０２１番	3,834.72 ㎡
同	２０１８番１	1,364.00 ㎡
同	２０２３番２	1,630.64 ㎡
徳島県美馬市脇町大字脇町字若宮	９６２番１	3,107.57 ㎡
同	９６６番	2,361.69 ㎡
同	９７３番１	917.46 ㎡
徳島県三好郡東みよし町中庄	１６５２番	634.00 ㎡
同	１６５３番１	2,520.73 ㎡
同	１６４８番１	2,137.48 ㎡
同	１３６９番１	5,420.57 ㎡
同	１６４１番４	2,049.78 ㎡

徳島県三好市東祖谷古味	３６番１	4,645.00 ㎡
同	４０番１	1,665.00 ㎡
同	４０番３	48.05 ㎡
同	８６番	310.00 ㎡
徳島県板野郡上板町下六條字中西	５０番１	4,427.46 ㎡
徳島県板野郡藍住町徳命字小塚北	９２番３	2,905.00 ㎡
同	９３番２	1,061.00 ㎡
徳島県名東郡佐那河内村上字大黒	２３番１	2,838.58 ㎡
徳島県名西郡石井町石井字重松	２０８番１	3,896.60 ㎡
徳島県阿南市羽ノ浦町中庄大知渕	８番１	3,555.07 ㎡
同	１０番	2,062.80 ㎡
同	３１番	809.00 ㎡
徳島県阿南市那賀川町苅屋	２８９番２	3,346.40 ㎡
徳島県小松島市日開野町字宗人屋敷	７１番４	2,228.53 ㎡
徳島県小松島市芝生町字網干	１６０番８	87.42 ㎡
徳島県阿波市土成町郡字郡原	１３１番１	2,823.59 ㎡
徳島県阿波市土成町成当字ならの木	２９１番９	464.51 ㎡
同	２９１番１２	120.19 ㎡
徳島県阿波市阿波町勝命北	１０番１	3,856.27 ㎡
徳島県板野郡北島町太郎八須字備後江家	１０番１	3,187.31 ㎡
徳島県徳島市国府町東高輪字天満	３５３番１３	3,298.01 ㎡
徳島県三好市池田町白地本名	１９４番８	5,495.25 ㎡
同	８９４番４	47.94 ㎡
同	８９４番７	993.01 ㎡
香川県高松市塩江町安原上東字除ケ	１１８番１	1,544.55 ㎡
同	１１９番１	2,165.13 ㎡
同	１３７番	1,102.00 ㎡
大阪府大阪市住之江区南港北二丁目	１８番７	4,637.36 ㎡

「建　　物」

徳島県吉野川市川島町川島字城山１０６番地１、１１１番地１、
１１４番地３、１０５番地

【家屋番号】１０６番１

鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根・瓦葺７階建

特別養護老人ホーム水明荘

水明荘デイサービスセンター　5,068.38 ㎡

徳島県吉野川市川島町桑村字岡山３６１番地１、３６１番地２、
３６９番地１
【家屋番号】３６１番１
鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
軽費老人ホーム健祥会ヴィラ　2,090.62 ㎡
徳島県吉野川市川島町桑村字岡山３６８番地１、３６９番地１
【家屋番号】３６８番１
鉄筋コンクリート造スレート葺２階建
健祥会デイサービスセンター
健祥会在宅介護支援センター川島　852.00 ㎡
徳島県吉野川市川島町川島字城山１１４番地３、１１８番地３
【家屋番号】１１４番３
鉄筋コンクリート造陸屋根７階建
老人保健施設健祥会ウェル　3,460.44 ㎡
徳島県吉野川市川島町川島字城山１１９番地１、１１４番地３、
１１９番地１地先
【家屋番号】１１９番１
鉄骨造陸屋根５階建
老人保健施設健祥会ウェル　1,431.18 ㎡
徳島県吉野川市川島町川島字城山１０６番地２
【家屋番号】１０６番２
鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付４階建
健祥会インディペンデント２１　2,524.83 ㎡
徳島県吉野川市鴨島町内原字桑ノ内４６番地３
【家屋番号】４６番３
鉄筋コンクリート造瓦葺５階建
ケアハウス健祥会プロバンス
デイセンターアルル
健祥会在宅介護支援センター鴨島　3,327.33 ㎡
徳島県吉野川市鴨島町麻植塚字向麻山西１９６番地１
【家屋番号】１９６番１
木造スレート葺平家建
グループホーム礼あり優あり　867.00 ㎡
徳島県徳島市国府町東高輪字天満３４７番地１、３４７番地３、
３４９番地１
【家屋番号】３４７番１
鉄骨・鉄筋コンクリート造スレート葺４階建
ケアハウス健祥会ひまわり　2,807.09 ㎡

徳島県徳島市国府町東高輪字天満３４９番地１
【家屋番号】３４９番１
鉄筋コンクリート・鉄骨造スレートぶき平家建
健祥会デイサービスセンター徳島　531.57 ㎡
徳島県徳島市国府町東高輪字天満３５６番地１、３５２番地３、
３５５番地、３５７番地１、
３５７番地３、３５８番地１、
３５８番地５、３５８番地６
【家屋番号】３５６番１
鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板葺３階建
健祥会プレゼンテーション　3,768.26 ㎡
徳島県徳島市応神町古川字北２５番地１
【家屋番号】２５番１
鉄筋コンクリート造陸屋根４階建
障害者支援施設健祥苑
障害者生活介護事業所健祥苑　3,539.00 ㎡
徳島県徳島市応神町古川字北２６番地１
【家屋番号】２６番１
鉄骨造陸屋根３階建
健祥苑授産センター金太郎　1,185.75 ㎡
徳島県徳島市応神町古川字北３６番地
【家屋番号】３６番
鉄筋コンクリート造陸屋根４階建
特別養護老人ホーム健祥会モルダウ
デイセンターザトペック　4,156.67 ㎡
徳島県徳島市応神町古川字北３９番地２
【家屋番号】３９番２
鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根７階建
ケアハウス健祥会リバティ　4,606.50 ㎡
徳島県徳島市南沖洲四丁目２８９番地１
【家屋番号】２８９番１の２
木造かわらぶき平家建
グループホーム健祥会彦左　606.48 ㎡
徳島県徳島市南沖洲四丁目２８９番地１、２６番地５６６
【家屋番号】２８９番１の１
鉄骨造かわらぶき平家建
デイセンター一心太助　602.47 ㎡

徳島県徳島市八万町新貝９３番地１
【家屋番号】９３番１
鉄骨造かわらぶき２階建
とくしま健祥会保育園　1,589.54 ㎡
徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島２０２１番地、２０２３番地２
【家屋番号】２０２１番
鉄筋コンクリート造スレート葺４階建
老人保健施設健祥会ヘルス
健祥会在宅介護支援センター穴吹　4,336.07 ㎡
（付属建物）
（符号３）鉄骨造鋼板ぶき平家建
539.55 ㎡
（符号４）鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
機械室　54.00 ㎡
徳島県美馬市脇町大字脇町字若宮９６２番地１
【家屋番号】９６２番１
鉄筋コンクリート造瓦葺６階建
ケアハウス健祥会うだつ
健祥会デイサービスセンターうだつ
健祥会在宅介護支援センター脇町　3,316.06 ㎡
徳島県美馬市脇町大字脇町字若宮９６６番地
【家屋番号】９６６番
鉄筋コンクリート造瓦葺４階建
特別養護老人ホーム健祥会家康　3,085.06 ㎡
徳島県三好郡東みよし町中庄１６５３番地１、１６４８番１、
１６５２番地
【家屋番号】１６５３番１
鉄筋コンクリート造スレート葺３階建　3,820.53 ㎡
鉄骨造陸屋根３階建　1,844.97 ㎡
特別養護老人ホーム健祥会たんぽぽ
デイセンターバタフライ
健祥会在宅介護支援センター三加茂
徳島県三好郡東みよし町中庄１３６９番地１
【家屋番号】１３６９番１
鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根スレート葺４階建
老人保健施設健祥会シェーンブルン　4,586.98 ㎡

徳島県三好郡東みよし町中庄１６４１番地４
【家屋番号】１６４１番４
鉄筋コンクリート造陸屋根スレート葺５階建
ケアハウス マリア･テレジア　2,082.60 ㎡
徳島県三好市東祖谷古味３６番地１、４０番地１、４０番地３
【家屋番号】３６番１
鉄筋コンクリート造瓦葺４階建
養護老人ホーム健祥会頼朝
特別養護老人ホーム健祥会清盛　4,196.73 ㎡
徳島県板野郡上板町下六條字中西５０番地１
【家屋番号】５０番１
鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根スレート葺５階建
老人保健施設健祥会ハート　4,442.30 ㎡
徳島県板野郡藍住町徳命字小塚北９３番地２、９２番地３
【家屋番号】９３番２
木造かわらぶき平家建
グループホーム藤吉郎　615.50 ㎡
徳島県板野郡藍住町徳命字小塚北９２番地３
【家屋番号】９２番３
鉄骨造かわらぶき平家建
デイセンター日吉丸　648.55 ㎡
徳島県名東郡佐那河内村上字大黒２３番地１
【家屋番号】２３番１
鉄筋コンクリート造陸屋根・瓦葺３階建
特別養護老人ホーム健祥会ハイジ
デイセンターウィリアムテル
健祥会在宅介護支援センター佐那河内　3,739.50 ㎡
徳島県名西郡石井町石井字重松２０８番地１
【家屋番号】２０８番１
鉄骨造かわらぶき平家建
デイセンター上総介　595.73 ㎡
（付属建物）
（符号１）木造かわらぶき平家建
グループホーム濃姫　671.46 ㎡
（符号２）鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
機械室　35.69 ㎡

徳島県勝浦郡上勝町大字正木字西浦２５番地、１１５番地２
【家屋番号】２５番
鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・瓦葺３階建
特別養護老人ホーム健祥会ピーター
ケアハウス鳩の家　3,744.56 ㎡
徳島県勝浦郡上勝町大字正木字西浦２５番地３、２４番地４、
２５番地、２５番地２、２５番地４、
２５番地５、１１６番地２
【家屋番号】２５番３
鉄筋コンクリート造かわらぶき３階建
養護老人ホーム健祥会エジンバラ　2,435.84 ㎡
徳島県小松島市日開野町字宗人屋敷７１番地４
徳島県小松島市芝生町字網干１６０番地８
【家屋番号】７１番４
鉄筋コンクリート造陸屋根４階建
ケアハウス健祥会アムス
デイセンターチューリップ　3,242.00 ㎡
徳島県小松島市中田町字新開２番地８、１８番地６、１８番地８、
２２番地１、２２番地２、２２番地４、
２２番地８、２２番地９
【家屋番号】２番８
鉄骨造かわらぶき２階建
こまつしま健祥会認定こども園　1,507.75 ㎡
徳島県阿南市羽ノ浦町中庄大知渕８番地１、１０番地
【家屋番号】８番１
鉄筋コンクリート造陸屋根瓦葺４階建
ケアハウス健祥会アンダルシア
デイセンターカルメン
健祥会在宅介護支援センター羽ノ浦　3,348.84 ㎡
（付属建物）
鉄骨造瓦葺平家建
デイセンターカルメン　浴室　94.98 ㎡
徳島県阿南市羽ノ浦町中庄大知渕１０番地
【家屋番号】１０番
木造瓦葺平家建
グループホーム笑顔毎日　905.20 ㎡

徳島県阿南市羽ノ浦町中庄大知渕３１番地
【家屋番号】３１番
木造かわらぶき平家建
小規模多機能ホーム健祥会セビリア　298.01 ㎡
徳島県阿南市那賀川町苅屋２８９番地２
【家屋番号】２８９番２
鉄筋コンクリート造瓦葺・陸屋根４階建
特別養護老人ホーム健祥会バイエルン
デイセンターワーグナー　3,970.77 ㎡
徳島県阿波市土成町郡字郡原１３１番地１
徳島県阿波市土成町成当字ならの木２９１番地９
【家屋番号】１３１番１の１
木・鉄骨造かわらぶき平家建
デイセンター一休さん　566.13 ㎡
徳島県阿波市土成町郡字郡原１３１番地１
徳島県阿波市土成町成当字ならの木２９１番地１２
【家屋番号】１３１番１の２
木造かわらぶき平家建
グループホーム義満　639.87 ㎡
徳島県阿波市阿波町勝命北１０番地１
【家屋番号】１０番１の１
木造かわらぶき平家建
グループホーム加尾　345.88 ㎡
【家屋番号】１０番１の３
木造かわらぶき平家建
グループホーム加尾　286.09 ㎡
徳島県阿波市阿波町勝命北１０番地１
【家屋番号】１０番１の２
鉄骨造かわらぶき平家建
デイセンターお龍　540.00 ㎡
（付属建物）
（符号１）鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建
機械室　30.34 ㎡
徳島県板野郡北島町太郎八須字備後江家１０番地１
【家屋番号】１０番１
鉄骨造陸屋根３階建
特別養護老人ホーム健祥会ライデン　2,135.68 ㎡

徳島県徳島市国府町東高輪字天満３５３番地１３
【家屋番号】３５３番１３
鉄骨造陸屋根２階建
特別養護老人ホーム笑顔　1,507.72 ㎡
徳島県三好市池田町白地本名１９４番地８、
８９４番地４、８９４番地７
【家屋番号】１９４番８
鉄筋コンクリート造陸屋根３階建
特別養護老人ホームひかり
養護老人ホームしののめ　3,219.60 ㎡
香川県高松市塩江町安原上東字除ケ１１８番地１、１１９番地１
【家屋番号】１１８番１
鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付５階建
ケアハウス健祥会リブレ
健祥会デイサービスセンター塩江　2,902.24 ㎡
香川県高松市塩江町安原上東字除ケ１３７番地、
１１８番地１、１１９番地１
【家屋番号】１３７番の１
鉄筋コンクリート造陸屋根鋼板葺５階建
老人保健施設健祥会バーデン　4,229.84 ㎡
大阪府大阪市住之江区南港北二丁目１８番７
【家屋番号】１８番７
鉄骨造陸屋根地下１階付９階建
特別養護老人ホーム健祥会エンリケ　8,751.74 ㎡

「定期預金」　１，０００，０００円

別表２（公益事業用財産）

土　　地

徳島県徳島市国府町東高輪字天満	３４７番５	1,018.37 ㎡
同	３４８番	1,153.71 ㎡
同	３５９番１	1,211.00 ㎡
同	３５９番３	2,264.53 ㎡
同	３７１番	1,159.00 ㎡
同	３７２番	621.00 ㎡
徳島県徳島市国府町東高輪字玄久寺	３８０番	3,868.06 ㎡
徳島県板野郡北島町太郎八須字備後江家	１２番５	2,338.50 ㎡

建　　物

徳島県徳島市国府町東高輪字天満３４７番地５、３４８番地
【家屋番号】３４７番５
鉄骨造陸屋根４階建
徳島健祥会福祉専門学校　3,092.90 ㎡

徳島県徳島市国府町東高輪字天満３５９番地３、３７０番地１
【家屋番号】３５９番３
鉄骨造陸屋根４階建
徳島健祥会福祉専門学校　4,274.76 ㎡
（付属建物）
鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・鋼板葺平家建
徳島健祥会福祉専門学校　学生会館　631.95 ㎡

徳島県徳島市国府町東高輪字玄久寺３８０番地
【家屋番号】３８０番
鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき２階建
徳島健祥会福祉専門学校　体育館　2,366.62 ㎡

徳島県板野郡北島町太郎八須字備後江家１２番地５
【家屋番号】１２番５
鉄骨造陸屋根３階建
サービス付き高齢者住宅健祥会デルフト　1,198.10 ㎡